総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会

2022年3月の東日本における電力需給ひっ迫に係る検証取りまとめ（案）に対する意見公募結果

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	原子力発電所の再稼働を明記すべき。 特に、加圧水型（PWR）については、沸騰水型（BWR）よりも放射性物質を管理すべき範囲が狭く、福島第一原発と同様の事故は構造上起こりえないのであるから、原則として再稼働すべき。 安全性については厳格に審査すべきであり、原発の無闇な新増設は避けるべきだとは思うが、今後しばらくは発電構成比１０パーセント程度になるぐらいには原子力発電を維持すべき。	原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会が、新規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら、再稼働を進めるというのが政府の方針です。
	長期的観点からは、電力周波数の６０ヘルツへの全国統一を実行すべき。 東京電力は、自社の営業区域である関東に発電所が乏しく、営業区域外に大規模発電所が設置されている傾向にある。とりわけ、東北地方への設置が多く、地理的に東北地方が地震のリスクが高い以上、この先も東北に供給を依存することは適切ではない。 また、送電網としても、５０ヘルツを採用しているのは北海道・東北・東京の3社しかなく、北海道－本州間の送電は直流送電でわずかしかできないことを考えると、６０ヘルツ地域のように各電力会社間での電力融通が容易にできないことは、東日本における電力問題の根本的原因である。 現在では家庭用電気機器のほとんどがヘルツフリーになっており、５０ヘルツを６０ヘルツに切り替えても大きな混乱を生じることはない。 工場への給電へは、ある程度の影響が生じることは避けられないが、数十年かけて段階的に切り替えていけば、影響は軽減できる。	現在、送電網については、レジリエンス強化及び全国の再エネポテンシャルを踏まえて計画的かつ効率的に整備するためのマスタープランを検討中であり、費用対効果の分析も行い、2022年度中に策定予定。政府としては、これを踏まえて送電網の増強等を進めていきます。
2	電力ひっ迫注意報・警報の発表時、予め定めた電文フォーマットにてすみやかに情報を共有いただくと、アプリやSNSにて周知のご協力ができると考えています。 電文は、「オープンデータ」として提供いただきたいと思います。 （「オープンデータ」の定義は https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata/ をご参照ください。） なお、報道機関や自治体を含めて一斉に周知するためには、Lアラートを通じて電文を提供されるのが望ましいです。 ＜電文に必要な要素＞ ・通報番号（serial）第1報、第2報など ・発表日時（reportDateTime） ・開始時間（targetDateTime） ・終了時間（validDateTime） ・管轄配送電会社コード（companyCode） tepco等 ・対象地域（targetAreas[]） ＊都道府県単位でも市区町村単位でも ・見通し等のフリーテキストメッセージ（text） ・緊急度（level）平常・注意報・警報・緊急？（ブラックアウト秒読み） ・供給力・需給率、今後の見込み等のデータ 上記のようなフォーマットで情報を配信いただくと、地図に表示した分かりやすいアラートを迅速に提供できるものと思います。	電力需給ひっ迫注意報・警報については、迅速かつわかりやすい発信が重要であると考えています。ご提案いただいた内容も含めて、より高度な情報発信ができるよう、検討を進めます。
3	原子力について、発電しないままの状況は単なる設備の維持管理費を垂れ流す単純なコストの塊です。廃炉が現実的ではないのであれば、再稼働に向けた論点整理を行うようお願いいたします。燃料高騰が継続しそうな状況下においては、原発の再稼働に伴い電気料金の低下が実感できれば、世論は歓迎しそうなものですので、ご検討くださいますようお願いいたします。	原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会が、新規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら、再稼働を進めるというのが政府の方針です。
4	本とりまとめは内容の完成度が高く、広く国民に周知されるべきである。関係部局においてはぜひ啓蒙願う。	引き続き政策の具体化と周知に努めていきます。
	磯子火力発電所計画外停止について。これはマスメディアの扱い方にむしろ起因すると思うものの、本報告書を拝読するまで私は知らなかった。きちんと報道できていたか疑問であるし、本報告書においても、マスメディアの報道の仕方についても何らか言及すべきではないか。本報告書にはマスメディアの報道に関する項目、言及が見当たらない。節電のお願いが唐突に来た、と思っている国民も少なくはないだろう。手法そのものについては否定しないけれども、きちんと説明責任を果たすことが求められよう。	電力需給状況に関する情報発信の在り方については、本検証取りまとめにも記載の通り、改善すべき点があったことは事実です。「需給ひっ迫注意報・警報」の制度設計も含め、わかりやすく迅速な情報発信ができるよう、検討を進めていきます。
	レジリエンスの観点からの連系線について、東北⇔北陸間に周波数変換設備を搭載した連系線を新設検討すべきではないか。系統を増やすのは、障害対策の基本中の基本である。東北⇔北陸間に連系線があれば、東京中部間の代替路としても機能出来うると思料する。費用対効果の見合いとなるが、検討願う。	現在、送電網については、レジリエンス強化及び全国の再エネポテンシャルを踏まえて計画的かつ効率的に整備するためのマスタープランを検討中であり、費用対効果の分析も行い、2022年度中に策定予定。政府としては、これを踏まえて送電網の増強等を進めていきます。
5	停電は人命に関わるので、きちんと省みて再発を防ぐ必要があります。CO2削減のために人命が失われることが無いことを願います。	電力の安定供給をより確固たるものとできるよう、国として引き続き取り組みます。
6	このような対処療法的な対応の検討材料を示すのではなく、根本的に電力のような安全保障上も重要なインフラや制度を自由化した事自体に問題がなかったかどうかまで遡って検証すべきです。	電力の安定供給の確保は電力システム改革の目的の一つであり、第六次エネルギー基本計画においても、国は、この目的の実現に向けて、不断の検討を重ねていくこととされています。近年の電力需給構造の変化も踏まえ、電力の安定供給を確保すべく、国として検討を進めてまいります。
7	こうした検証をとりまとめ、広く公開して情報を共有することは、今後の再発防止のためにも大変有意義とおもいます。	引き続き政策の具体化と周知に努めていきます。
	FAXの統廃合の推進（構造的対策）。待機電力消費の削減のため、DX（デジタルトランスフォーメーション）やペーパーレス化、リモートワークへの対応といった観点も含め、企業等の事業者・官公庁ともに推進すべきです。	今後の政策検討の参考とさせていただきます。
	飲料自販機の節電の高度化 (1) 太陽光発電の拡大を視野に入れた、ピークシフトの時間帯・内容の見直し（需給ひっ迫への事前準備の高度化） (2)無線通信機能のある飲料自販機については、需給ひっ迫時に、通信機能を生かした節電強化対応機能付加の開発と普及（需給ひっ迫への事前準備の高度化、および需給ひっ迫時における対応の高度化）	今後の政策検討の参考とさせていただきます。
8	これまでの政策が誤っていたかどうかは、今後検証すればいいと思うが、結果として、需給逼迫が起こり、国民に迷惑をけいるのだから、「はじめに」のところで、まずは謝罪すべき。	貴重なご意見をありがとうございます。
9	17ページについて、DRの実施総量が書かれている。DRは、価格が上がることにより、お客さんが節電をするという意味合いで、これまで議論されてきていると思う。今後の分析に活用できるように、自家発によるものと、自家発でないものとに分けて示すべき。	小口需要家向けのDR促進策について、政策検討が進められているところです。いただいたご意見も踏まえ、検討を進めてまいります。
10	27ページについて構造的な要因があると書いている。きちんとこれまでの電力システム改革がどうであったのか検証が必要。検証にあたっては、電力システム改革に長年携わっている、現在の大学の先生等が行うのではなく、他の人を選定して検証を行うべき。これまで電力システム改革に携わっている人が検証を行うことは、犯罪者が裁判官をしているのと同じである。	いただいたご意見も踏まえ、政策検討を進めていきます。
11	31ページについて、需要が想定を上回ると書いてある。そもそも、需要の想定が誤っているのではないか。電力システム改革で需要想定の方法を変えているが、それが誤っているのか検証が必要。	案文の37頁にも記載している通り、需要想定の在り方については今後見直していくことが必要です。いただいたご意見も踏まえ、検討を進めていきます。
12	56ページの燃料の確保について、連系線を拡充していけば効率的な運用になり、レジリエンスも向上すると言われているが、効率的になるということは、日本全体では燃料の在庫も最適化されるということになり、燃料在庫が減少するということになる。連系線を拡大した場合の、燃料在庫への影響も検討すべき。	発電事業者による燃料確保をこれまで以上に促進するために、日本全体での燃料確保の状況について事業者の予見可能性を高めることや、燃料ガイドラインに定める燃料調達の規律の強化を行っています。いただいたご意見も踏まえ、検討を進めていきます。
13	高騰するスポットLNGを調達するためには、確実な支払いの裏付けがないと売主とも取引ができないため、調達する事業者の財務の健全性を担保することが必要となる。そのための経済的な支援・料金回収の仕組みが重要。 現在、脱炭素の流れを受けて再エネの導入拡大が進み、火力ではLNGの比率が高くなる一方で、それらの需給環境により、価格や安定供給への影響が生じやすい状況になっている。今後、日本の電力安定供給を中長期的に担保していくためには、これらの電源ポートフォリオの多様化を図るとともに、発電を担う電力会社が事業運営を健全に発展していくことができる環境を整備することが重要。	持続的な発電事業を可能とする制度環境の整備に向けて、引き続き、検討を進めていきます。
14	・P40、今後の対策 総論として、今後の対策方針について賛同いたします。需給ひっ迫注意報/警報等をはじめとする情報発信については、産業界/家庭向け各々で、情報発信のタイミング、発信する情報の内容等、実際に需給ひっ迫注意報/警報が発令された場合の検証等も行っていただきつつ、より実効性のあるDRとなるような具体的な対策について、インセンティブや支援等も含め、また、官民で連携をとり共同で作り上げていくことについてもご検討をお願いいたします。	今般措置された需給ひっ迫注意報については、本年6月に初めて発令し、本小委員会においてその振り返りも行っているところです。また、DRについては、効果的且つ実現可能なDRのあり方を構造的に整理し、当該取組を促していくこととしております。
	P56、C）燃料の確実な確保 実際に燃料需給がひっ迫した際への対策として、燃料需給ひっ迫時に業界の垣根を超えた燃料融通を行うための具体的なスキームが整備されることが重要であり、今後も検討していくことについて賛同いたします。このスキームにより融通された燃料から発電されたkWhの供出先、費用負担等の在り方などもあわせてご検討をお願いいたします。	いただいたご意見も踏まえ、政策検討を進めていきます。
	P57、ａ）脱炭素オークションにおける新設火力の対象化の検討 「具体的には、2050 年までに脱炭素化することを前提として、一定期間内に限定し、脱炭素化がされていない電源についても、一部を対象とすることで検討を進めていく。」について、需給ひっ迫回避に向けた対策として、限定的なものとしての検討について賛同いたします。 一方で、現行の容量市場、第6次エネルギー基本計画との関係性、整合性においては問題意識も持っておりますので、費用負担の在り方等も含め引き続きご検討をお願いいたします。	いただいた御意見は、今後制度の詳細検討をするにあたっての参考とさせていただきます。
	新規火力電源建設等のリードタイムの点からは、足元の需給ひっ迫に対しては、DRは即効性のある対策となり得ると認識しておりますので、前述のとおり、更なるDRの普及につながる仕組み等についても、支援等も含めてご検討をお願いいたします。	DRについては、効果的且つ実現可能なDRのあり方を構造的に整理し、当該取組を促していくこととしております。
	P58、ｂ）容量市場の着実な運用 今回の需給ひっ迫に鑑み、現行の容量市場が需給ひっ迫対策に資するものとして、しっかりとした運用をお願いしたい。一方で、前述のとおり、「投資環境の整備」において検討されている脱炭素オークションとの関係性については問題意識を持っております。	いただいた御意見は、今後制度の詳細検討をするにあたっての参考とさせていただきます。
	P60、ｃ）送配電網の増強検討におけるレジリエンス向上効果の確認 (P9)「ｂ）電力広域機関の対応」にも記載されている広域連携の融通において、これまでの連系線強化の効果が表れているものとして、また、複数のエリアでサービスを提供している事業者としましても、需給ひっ迫の回避に効果が見込める対応について支持いたします。コスト、便益等の評価を適切に行っていただきつつ、引き続きご検討をお願いいたします。	現在、送電網については、レジリエンス強化及び全国の再エネポテンシャルを踏まえて計画的かつ効率的に整備するためのマスタープランを検討中であり、費用対効果の分析も行い、2022年度中に策定予定。政府としては、これを踏まえて送電網の増強等を進めていきます。
	（３）今回の需給ひっ迫の要因に対する評価と対策の方向性（Ｐ３９）について 今後の電力需給対策では、ＳＤＧｓの達成に向けて、未来を生きる子どもたちのために、燃料の輸入価格に左右されない再生可能エネルギーの普及に、さらに力を入れていくべきと考えます。 ・理由 今回の電力需給ひっ迫の検証として、Ｐ３４、３５において電力需給状況の構造的変化が示されています。３、１１以降の原子力発電所の順次停止後、急激に火力発電の割合が増えましたが、設備の老朽化やカーボンニュートラルに向けての撤退などが、今般の供給力不足の要因とされています。また、今般のウクライナ情勢や円安によりＬＮＧや石油などの資源価格も急上昇し、さらに供給が厳しくなると見込まれます。 そのため、原子力発電所の再稼働や小型原子力の開発などに期待する声も聞かれていますが、私たちはＳＤＧｓの達成に向けて、やっと舵を切ったばかりです。将来世代のために、今何をするべきなのか、今一度、基本に立ち戻って、エネルギー政策を考えるべきです。 同時に、再生可能エネルギーの国内機器メーカーを育成し、機器のリサイクル環境を整備する等、国内で資金や資源が循環する仕組みも念頭に置いたエネルギー政策を望みます。加えて、消費者は、再生可能エネルギーの導入に積極的な事業者の製品やサービスを優先的に選択し応援することも重要と考えます。	再生可能エネルギーについては、エネルギー基本計画で掲げた2030年度36～38%という野心的な目標の実現に向けて、最大限導入していくのが政府の基本方針です。 他方、これに向けては、国民負担の増大や、地域との共生を前提とした適地の確保、事業規律の強化等の課題を乗り越える必要があります。 このため、今後は、入札等を通じたコスト低減や、地域の理解を得られる公共施設や住宅への太陽光発電設備の設置を進めるほか、関係省庁とも連携して、再生可能エネルギーの適正な導入や管理に向けた取組を強化することなどを通じて、その最大限の導入を実現してまいります。
	（２）１経済ディマンド・リスポンス（ＤＲ）導入促進に向けた対策の検討（Ｐ４２，４３）について 全体の需給改善や需要家にとっても料金高騰対策の手段となり得る経済ディマンド・リスポンスの早期の導入促進に向けた施策を実施してください。既に一部小売り電気事業者は実施しており、また、国や都道府県でも今後積極的に取り組むという宣言が出されていることには強く賛同します。 ・理由 今回の需給ひっ迫の際は、多くの小売り電気事業者はＤＲの実施を検討してなかったそうですが、需要家へ協力を求めるだけでは限界があるからです。 小売り電気事業者がメニューとして取り込みやすいよう資金援助等を行うとともに、グッドプラクティスを紹介するなど、今後の夏冬の需給のひっ迫に向けて、ＤＲ導入に際しその意味と、取り組むことで生じるメリット（取り組まないことで考えられるデメリット）を提示してください。インセンティブ供与は更なるエネルギー効率利用にもつながり、有効な取り組みです。	DRについては、効果的且つ実現可能なDRのあり方を構造的に整理し、当該取組を促していくこととしております。

15	（３）１需給ひっ迫に関する情報発信時期の方法の見直し（Ｐ４８，４９）について 見直しの詳細について、早期の周知を求めます。 ・理由 「準備情報」、「注意報」などの発信時期と方法の整理により、事前に蓄電をしてピークシフトに備えるなど需要家の積極的な取り組みにつながるので評価します。ただ、それぞれの情報の意味と緊急度、どのように取組に協力したらよいかが、正しく具体的に周知されなければ、行動につながりません。また情報の一部のみが伝えられ、いたずらに不安をあおることになってはなりません。広く的確に情報が行き渡るように、省庁間、また自治体と連携して、周知を加速させてください。	需給ひっ迫に関する情報発信の在り方については、産業界や地方公共団体への周知を行いつつ、連絡体制の構築の依頼を行っています。引き続き、円滑な情報発信に努めていきます。
	（３）３でんき予報の表示の見直し（Ｐ５１、５２）について 電気使用率の表示が最大値１００％を示す場合、「１００％」だけでは需給のアンバランスによる停電が発生しているか分からないため、需給のアンバランスによる停電発生の有無についてコメントを記載する旨の見直しについて、早期の周知を求めます。 ・理由 電力使用率の表示が最大で１００％になったこと、また１００％の場合には、加えて停電の可能性の表記がなされることは評価します。このような重要な情報の意味とその入手方法については、４８ページに提案されている「需給ひっ迫に関する情報の発信時期」と合わせて、正確な情報を適切なタイミングで行う必要があります。広く情報が行き渡るように、省庁間、また自治体と連携して、国民への周知を加速させてください。	でんき予報の表示の在り方については、本年3月の電力需給ひっ迫を受けて見直しを行っております。引き続き、円滑な情報発信に努めていきます。
	（３）４計画停電の事前準備（Ｐ５１，５２）について 計画停電については慎重に検討することを求めます。 ・理由 家庭も公共施設も一律に対象となるエリアごとの計画停電は、健康を害する、また社会的な影響を考えるとできるだけ慎重に行うべきと考えます。大口利用者を対象とした節電要請やそこで休業補償を行うなど、出来る限りの方策を行ったのち検討してください。	計画停電は国民生活や社会の経済活動に多大な影響を与えるため、不実施を原則とし、電力需給ひっ迫が発生した場合でも、国や電気事業者等からの節電要請により、極力、計画停電の回避に努めることとされています。それでもなお、需給状況が改善しない場合は、計画停電を実施する場合がありますが、実施に当たっては、国民生活や経済活動への影響を最小化するため、停電する地域が必要最小限となるよう調整し、停電する地域と時間帯については事前にお知らせすることとされています。
	（４）２投資環境の整備ａ）脱炭素オークションにおける新設火力の対象化の検討（Ｐ５７）について 脱炭素のためのオークションに、新設火力を対象とすると自体に矛盾があると考えます。調整力の必要性からやむを得ず火力を対象とする場合には、２０５０年脱炭素化に加え、２０３０年の目標に整合する適切なCO2排出係数を閾値として設定することを大前提としてください。 ・理由 カーボンニュートラル達成のためには、２０５０年まで稼働が見込まれる新設火力発電所の脱炭素化を大前提とするのは当然のことですが、移行期におけるCO2排出量も温暖化緩和策には重要であることから、「脱炭素化がされていない電源」については、２０３０年目標に整合するＣＯ２排出係数の閾値を設定することを求めます。また、２０５０年までの脱炭素化が確実に達成出来るよう、継続的に厳正なチェックを行うことを求めます。	短期的な電力需給ひっ迫を防止し、安定供給を確保していくためには、追加供給力公募を通じて既設の火力発電所を維持すること等の対策とともに、比較的短期に運転開始が可能な火力電源の建設を促進していくことが必要です。 もっとも、御指摘のとおりCO2の排出量についても考慮することが必要であることを踏まえ、CO2排出量の多い石炭火力や石油火力は対象外とし、比較的CO2排出量が少ないLNG火力のみを対象とすることを検討しております。 なお、2050年までに脱炭素化していただくことが大前提となるため、2050年に向けた専焼化のロードマップの提出を求め、それに沿った対応を求めると共に、継続的に確認することを予定しております。
16	１８ページ　需給ひっ迫への事前の対策に関する課題 ・全体の供給力に余裕がなくなる中で、徹底的な補修点検の調整により高需要期の供給力を確保することが、高需要期以外の時期のリスク対応力を低下させている。 ※背景に、再エネの導入拡大に伴う火力の休廃止の増加等による供給力の低下という構造的な課題あり ・意見内容 再エネの導入拡大が供給力の低下に繋がったとの誤解を招く記載であり、「世界的な脱炭素化の要求により」等への変更をご検討頂きたい。 ・理由 火力の休廃止は世界的な脱炭素化の要求によるものであり、再エネの導入が電力供給を不安定化させているとの印象を与える事はさけるべきである。	本検証取りまとめ案の中でも繰り返し述べている通り、世界的な脱炭素化の流れが調整機能を備えた電源の減少につながっているものと認識しております。
17	・該当箇所 P58　3　a)揚水発電の支援 ・意見内容 記載のとおり、既設揚水を維持していくための具体的な方策の検討を早急に進めていただきたい。 ・理由 文章中にも記載のとおり、揚水は蓄電機能により、再エネの有効活用に資することや非常時の代替電源といった価値を持っているが、他電源と比べて事業性の確保に課題がある。 事業性の確保が困難な理由の一つとして、現状の市場には揚水が持つ特徴、価値である蓄電機能を評価する商品がないことが考えられるため、広域活用も含め、揚水が持つ価値を正しく評価するという観点での検討をお願いしたい。	揚水発電については、非常時に供給力を提供できる電源としての価値を有しており、その維持及び機能強化していくための具体的な方策について検討を進める必要があります。いただいたご意見も踏まえ、政策検討を進めていきます。
18	3、今後の対策 （1）対策の必要性と基本的な考え方 1、今回のひっ迫を通じて明らかになった課題と対策の必要性 根本的に、東京管内の電力が逼迫しやすい状況なのは、1995年以降の過度な東京一極集中によるものと考えられる。 原子力発電所が容易に再稼働できない状況である以上、エネルギー安全保障の観点からも、日本の国土における人口バランスと配置を考えていかなければならない。	いただいたご意見も踏まえ、政策検討を進めていきます。
19	仙台での事故後、土日祝日を含む中、全方位の対策により停電危機を回避頂いたことに感謝します。今後の持続あるの安定した電力供給に向けて意見させていただきます。参考となる部分があれば幸いです。 ●地震など災害時の電源停止範囲と分散稼働(p.28) 　福島沖、北海道、今回の仙台での地震を見ると一定範囲(直径50km？)に影響を与える場合がある。日本においては数年おきに震度6を超える地震が発生しており、(余裕がある時は)稼働発電機の選定や、大型未稼働電源の再稼働の取り組みを期待します。	休止中の電源等の立ち上げに対価を支払うkW公募の実施を含め、引き続き供給力の確保に万全を期していきます。
20	新設火力の対象化(p.57)最近米国の新設火力は、カーボンニュートラル時代に24時間調整力提供を担うために一定規模の長寿命長時間蓄電池併設型が増えているように見受けられる。非化石化には火力の日中停止が望ましいが、その場合慣性力調整力の提供が困難となる。再エネ大量導入時には日中の卸電力単価は数円/kwhであり、それを吸収しつつ、特に厳しい時間帯である太陽光から夕方に遷移する時間帯を含めて、24時間調整力を提供するには系統用に長寿命長時間の蓄電池を併設することも有効と考えられ、そのような検討を進めていくことも期待されます。	いただいたご意見も踏まえ、政策検討を進めていきます。
21	需要家がDR取り組める具体的な制度設計と補助金措置を早急に検討することを求めます 需給逼迫した原因究明、気候変動の影響、電力システム改革での再エネ政策の遅れ、化石燃料への依存、電気はあくまで買う（消費する）ものだという観点からDRの具体的方策がとられてこなかったことを見直すべきです。 需要側の対策、特に経済合理的な需要側で実施するDRや断熱に取り組むべきです。新規電源の投資や原子力の再稼働といった電源側の対策で備えようとすると、期待される便益（需給ひっ迫や停電の発生確率×被害額）に対して対策コストが必要以上に高くつく可能性があり、費用対効果（費用便益比）が期待できません。稀頻度事象に対しては、コストが比較的安く済む需要側で対策を推進することが合理的です。 報告書で詳述されているように、2022年3月の需給逼迫に対して、５GW分の需要側対応ができたということは、一定の評価ができますが、次に同じようなリスクが到来した際は、これらの一連の事業者等の行動に加え、需要家である消費者もあらかじめ逼迫予想に対応した契約や危機回避のために市場取引によって促されるよう制度設計を進める必要があります。報告書では言及されていませんが、一方で、卸売市場価格が高騰して再エネを軸とした新電力が撤退を余儀なくされる事態は防がなければなりません。 報告書は、節電要請のあり方の問題に具体性がなく、根本的には価格値上げと計画停電という需要家（消費者）への負担増が回避できないとの結論に誘導されているように感じられます。しかし、電力システム改革は、「電力の安定供給の確保」、「電気料金上昇の抑制」、そして「需要家の選択肢の拡大と事業者へのビジネスチャンスの創出」を主な目的として進められてきたはずです。火力への依存や原発への回帰は、原発事故を契機に、電力も自給自足したいという消費者の権利への希求を踏みにじるものです。 今、エネルギー政策はどうあるべきかの根本が問われています。このパブコメ募集に向けた国のエネルギー対策の前提には、再エネ普及に取り組み、エネルギーの自立を促す新電力や節電や自己電源確保に取り組む消費者が不在であると感じざるを得ません。 火力発電への回帰は世界の流れに反していますが、報告書では下記のように述べられています。 「火力発電は我が国の発電電力量の7割を占める供給力としての役割を担うとともに、太陽光や風力といった変動再エネの導入の進展に伴い、その出力変動を吸収し、需給バランスする調整力の機能や、周波数や電流の急激な変化に対して、発電を継続し、周波数を維持する慣性力の機能を有することで、電力の安定供給上、重要な役割を担ってきた。 一方、経年による設備の劣化、電力自由化の進展による卸電力取引市場の価格の低迷、 脱炭素化に伴う卸電力取引市場の価格の低迷等により、事業者により採算が取れなくなってきた火力発電は、近年、休廃止が増加傾向である。	DRについては、効果的且つ実現可能なDRのあり方を構造的に整理し、当該取組を促していくこととしております。
22	Ⅱ（３）今回の需給ひっ迫の要因に対する評価と対策の方向性（P39）について 　今回の需給ひっ迫の背景として、「火力発電所の休廃止をはじめとする構造的要因がある」としていますが、「構造的な要因」としては再生エネルギーの拡大がすすまなかったことにあると考えます。その旨を明記することを求めます。 ・理由 今回の需給ひっ迫の直接的原因は、3月16日に発生した福島沖地震により、東北地方に所在する複数の火力発電所が緊急停止したことによるものです。１機あたりの規模が大きい火力発電や原子力発電は、災害などによる運転停止の影響が大きいことは2011年の東日本大震災や2018年の北海道のブラックアウトで経験したことです。日本の電力供給体制の構造的な問題として指摘されなくてはならないのは、他の先進国と比較して、再生可能エネルギー電源の整備に十分な努力をしてこなかったことです。今般のウクライナ情勢や円安などの影響によりＬＮＧや石油などの資源価格も急上昇していることから、エネルギー安全保障の観点からも、火力発電依存を脱却し再生可能エネルギーの利用・普及を促進すべきです。 また、原子力発電所の再稼働に期待する声もありますが、高コスト・高リスクであることが明らかであることから、原子力発電への回帰は検討の余地がないと考えます。	脱炭素化の流れの中で、稼働率の低下等による事業性の悪化で火力の休廃止が増加し、調整機能を備えた電源が減少傾向にあることが、今回の電力需給ひっ迫の背景にあるため、このような記載としております。
	Ⅲ（２）①経済DR（ディマンド・リスポンス）導入促進に向けた対策の検討（P42,43）について 経済DRの導入促進に賛成します。低圧需要家の消費者も含めて、DRへの参加を促すための対策とわかりやすい情報提供を実施してください。 ・理由 今回の取りまとめ（案）にある通り、DRは、全体の需給改善に資するだけでなく、需要家にとっても料金高騰対策の手段となり得るものです。今回の需給ひっ迫の際、多くの小売電気事業者はDRの実施を検討しておらず、消費者への情報提供も不十分でした。今後の夏冬の需給のひっ迫がかっている今、DRの導入を促進するために、インセンティブの設定も含めた実施方法について小売電気事業者への周知、並びに家庭用も含めた需要家への呼びかけ等を早急に進めることが必要だと考えます。	DRについては、効果的且つ実現可能なDRのあり方を構造的に整理し、当該取組を促していくこととしております。また、DRの推進に向けては、経済産業省HP上で特設サイトを開設し、情報提供を実施しております。
	Ⅲ（４）②ａ）脱炭素オークションにおける新設火力の対象化の検討（P57）について 　脱炭素オークションにおいて新設火力を対象とすることには反対します。 ・理由 「脱炭素オークション」の制度が、本文中で説明されているように、「脱炭素化に資する新規の発電設備の固定費に係る収入を複数年にわたって受け取る新たな制度」であるとすれば、「脱炭素化がされていない電源」をその対象とすることには無理があり、むしろ、火力発電の延命に使われるのではないかとの疑念があります。 この制度が、「2050年カーボンニュートラルの実現と安定的な電力供給を中長期的に両立させていくために、電源の新陳代謝を進め」ることを目的としているのであれば、新設火力はその対象とすべきではないと考えます。	短期的な電力需給ひっ迫を防止し、安定供給を確保していくためには、追加供給力公募を通じて既設の火力発電所を維持すること等の対策とともに、比較的短期に運転開始が可能な火力電源の建設を促進していくことが必要です。 したがって、比較的短期に運転開始が可能なLNG火力を対象とすることを検討しております。ただし、2050年までに脱炭素化していただくことが大前提であり、2050年に向けた専焼化のロードマップの提出を求め、それに沿った対応を求めると共に、継続的に確認することを予定しております。
	Ⅱ（３）今回の需給ひっ迫の要因に対する評価と対策の方向性（P39）について 　資源価格に左右されない再生可能エネルギーの普及に、今こそ力を入れてください。 ・理由 今回の電力需給ひっ迫の検証として、P34, 35において電力需給状況の構造的変化が示されています。3.11以降の原子力発電所の順次停止後、急激に火力発電の割合が増えてきましたが、設備の老朽化やカーボンニュートラルに向けた政策の転換などによる撤退が、今般の供給力不足の要因とされています。また、今般のウクライナ情勢や円安などの影響によりLNGや石油などの資源価格も急上昇し、さらに供給が厳しくなると見込まれるため、火力発電依存を脱却し再生可能エネルギーの利用・普及を促進するべきです。なお、原子力発電所の再稼働や小型原子力の開発などに期待する声も聞かれていますが、使用済み核燃料の処分問題に道筋がつかないことや、福島第一原発の事故から10年以上が経過した現在においても廃炉の道筋が見えていないなか、安易な原子力回帰をするべきではないと考えます。	再生可能エネルギーについては、エネルギー基本計画で掲げた2030年度36～38％という野心的な目標の実現に向けて、最大限導入していくのが政府の基本方針です。 他方、これに向けては、国民負担の増大や、地域との共生を前提とした適地の確保、事業規律の強化等の課題を乗り越える必要があります。 このため、今後は、入札等を通じたコスト低減や、地域の理解を得られる公共施設や住宅への太陽光発電設備の設置を進めるほか、関係省庁とも連携して、再生可能エネルギーの適正な導入や管理に向けた取組を強化することなどを通じて、その最大限の導入を実現してまいります。

23	Ⅲ（2）①経済ディマンド・リスポンス（DR）導入促進に向けた対策の検討（P42,43）について 経済ディマンド・リスポンス（以下、DR）の早期の導入を促してください。また低圧需要家の消費者へもDRへの参加を促すためのわかりやすい情報提供を実施してください。 ・理由 今回の需給ひっ迫の際、多くの小売電気事業者はDRの実施を検討しておらず、消費者への情報提供も不十分でした。ただ、今回においては、産業、オフィス、家庭（以下、需要家）の協力もあり、なんとかひっ迫を回避できましたが、需要家への節電の協力を求めるだけでは限界があります。今後の夏冬の需給のひっ迫がわかっている今、DRを早期に導入するとともに、導入に際してはその内容と、取り組むことで生じるメリット等（取り組まないことで考えられるデメリット含む）をわかりやすく提示することで、継続した取り組みにつなげていくことが重要です。またインセンティブ供与は更なるエネルギー効率利用にもつながり、有効な取り組みです。小売り電気事業者や産業界だけでなく、低圧需要家の消費者にも具体的でわかりやすい情報提供が必要です。	DRについては、効果的且つ実現可能なDRのあり方を構造的に整理し、当該取組を促していくこととしております。また、DRの推進に向けては、経済産業省HP上で特設サイトを開設し、情報提供を実施しております。
	Ⅲ（2）②産業、オフィス、家庭等の場面ごとに、ひっ迫度合いに応じた個別的な節電行動様式の提示（（P44,45）について 個別的な節電の取り組みと効果を示す際には、需要家の誰もが無理なく出来る行動様式とすることを求めます。 ・理由 これまでの節電・省エネルギーの取り組みにおいては、我慢するという受け止めが強くありますが、それだけでは継続は困難です。需給ひっ迫が見込まれる時期は猛暑、あるいは厳冬といった厳しい時期が多く、無理な取り組みによっては、身体・生命への悪影響を及ぼしかねません。新たな知見も含め、具体的な取り組み事例とその効果について提示することで、時節やひっ迫の状況に応じて産業、オフィス、家庭のそれぞれがどのような取り組みに協力できるかを選択・実施することができれば、単に我慢するよりも取り組みの効果を上げることができると期待します。また、これらを通じてカーボンニュートラルへの貢献にも繋げることができます。	6/24にご家庭やオフィスなどで取り組める省エネ・節電メニューをまとめた「夏季の省エネ・節電メニュー」を公表しております。警報/注意報が発令された際の具体的なアクションについて、この夏季の省エネ・節電メニューなどを活用しながら深掘りし、情報発信していく予定です。
	Ⅲ（3）①需給ひっ迫に関する情報発信時期の方法の見直し（P48,49）について 情報発信時期の見直しや、段階的な情報発信への見直しについては評価します。見直しの詳細について、早期に、需要家へのわかりやすい周知を求めます。 ・理由 準備情報、注意報など余裕を持った情報提供は、国民が対処する時間や、DRに取り組むための準備、事前に蓄電によるピークシフトなど、需要家の積極的な取り組みにつながり、大変重要です。ただ、それぞれの情報の意味や緊急度、どのように取り組みに協力したらより効果的か、などが正しく具体的に周知されなければ、行動にはつながりません。また情報の一部のみが伝えられ、いたずらに不安をあおることになってはなりません。51ページに提案されている「でんき予報の表示の見直し」とともに、情報の意味や活用など正確な情報提供を早期に行う必要があります。広く的確に情報が行き渡るように、省庁間や自治体と連携し、メディアやSNSも積極的に活用して、より迅速に周知を進めることが必要です。	需給ひっ迫に関する情報発信の在り方については、産業界や地方公共団体への周知を行いつつ、連絡体制の構築の依頼を行っています。引き続き、円滑な情報発信に努めていきます。
	Ⅲ（3）③でんき予報の表示の見直し（P51,52）について わかりやすい表示への見直しについては評価します。見直しの詳細について、早期の周知を求めます。 ・理由 産業、オフィス、家庭にとっての大きな関心事である、電力使用率の表示が最大で100%になったこと、また100%の場合には、加えて停電の可能性の表記がなされることは重要です。このような重要な情報の意味とその入手方法については、48ページに提案されている「需給ひっ迫に関する情報の発信時期」と合わせて、正確な情報提供を早期に行う必要があります。広く情報が行き渡るように、省庁間や自治体が連携し、メディアやSNSも活用して、周知を加速させていく必要があります。	でんき予報の表示の在り方については、本年3月の電力需給ひっ迫を受けて見直しを行っております。引き続き、円滑な情報発信に努めていきます。
	Ⅲ（4）②投資環境の整備 a）脱炭素オークションにおける新設火力の対象化の検討（P57）について 2050年まで稼働が見込まれる新設火力発電所の脱炭素化は絶対条件であり、2050年までの脱炭素化が確実に達成出来る見込みがない限り対象化とするべきではありません。 ・理由 火力発電所の新設は化石燃料の利用継続につながり、エネルギー安全保障やカーボンニュートラルの達成の観点などから得策ではないと考えます。2050年まで稼働の継続が見込まれる新設の火力発電所については、安定供給の面からやむを得ない場合であってもカーボンニュートラル達成のためには2050年までの脱炭素化は絶対条件でなくてはならず、その達成が確実に見込まれない限り認めるべきではありません。	短期的な電力需給ひっ迫を防止し、安定供給を確保していくためには、追加供給力公募を通じて既設の火力発電所を維持すること等の対策とともに、比較的短期に運転開始が可能な火力電源の建設を促進していくことが必要です。 したがって、短期に運転開始が可能なLNG火力を対象とすることを検討しております。ただし、ご指摘のとおり、2050年までに脱炭素化していただくことが大前提であり、2050年に向けた専焼化のロードマップの提出を求め、それに沿った対応を求めると共に、継続的に確認することを予定しております。